

琉球大学〇〇〇〇キャンパス【新キャンパス名称】コンビニエンスストア運営事業
契約書（案）

国立大学法人琉球大学学長 西田 睦 代理人 上原及び普天間キャンパス担当理事
大屋 祐輔（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」とい
う。）とは、琉球大学〇〇〇〇キャンパス【新キャンパス名称】（以下「本学」という。）
のコンビニエンスストア運営事業（以下「本事業」という。）に関し、次の条項により契
約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本学の利用者である患者、付き添い者、見舞客、学生及び教職員（以下「利
用者等」という。）に対するサービス事業を乙に委託し、乙は、これを誠実に責任を持っ
て行うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、病院内については令和7年1月〇日【病院開院日】から令和17年3
月31日まで、医学部内については令和7年4月〇日【医学部開学日】から令和17年3
月31日までとする。

（施設の貸与等）

第3条 甲は、コンビニエンスストア運営事業のために施設を有償で乙の利用に供するも
のとし、乙は甲に建物貸与申請の手続きを行い、使用許可を得るものとする。

2 乙は、施設の全部又は一部を第三者に貸与し又は利用させ、若しくは第1条に規定する
サービス事業以外の用に供してはならないものとする。

3 乙は、甲の貸与する施設を変更使用とするときは、予め文書を持って甲の承認を受けな
ければならないものとする。

4 乙は、施設に甲の同意を得て、サービス事業の実施に必要な設備等を乙の負担において
設置できるものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、サービス事業を実施するに際しては、関連する法令、規則等を遵守するとと
もに、善良なる管理者の注意をもって誠実に履行するものとする。

2 乙は、サービス事業を実施するに当たっては、良質な飲食物・サービス等を提供するも
のとする。

3 乙は、いかなる事由によっても甲の社会的信用を失墜させたり、利用者等の不利益とな
る行為をしてはならないものとする。

4 乙は、サービス事業を実施する際にトラブルが発生した場合は、乙の責任において解決
を図るものとする。

（経費の負担区分）

第5条 乙は、建物貸付料、商品売上に対する売上手数料、光熱水費及び使用物件の維持保

存のための通常必要とする経費のほか、清掃、防虫、防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかる全ての経費を負担するものとする。

2 建物貸付料、商品売上に対する売上手数料、光熱水費については、本学が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。なお、振込手数料については、乙の負担とする。

3 乙は、甲が商品売上に対する売上手数料を算定するため毎月、甲が指定した期日までに商品売上（消費税及び地方消費税を含む。）を報告しなければならない。

4 建物貸付料については、1㎡当たり月額〇〇〇円（年間〇〇〇円）【事業者提案】とする。

5 総貸付面積は、〇〇〇㎡（医学部売店：〇〇㎡、病院店舗：〇〇㎡、自販機型無人コンビニ（病院6階スタッフ休憩室内）：〇〇㎡）とする。

6 商品売上に対する売上手数料は、年間総売上より消費税を省いた純売上額に〇〇%【事業者提案】を乗じた額に消費税を付加した額とする。（円未満切捨）

（業務委託対価の不払い）

第6条 甲は、乙に対してサービス事業の業務委託に伴う報酬、その他いかなる対価も支払わないものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、その責に帰する事由により施設等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として甲に支払わなければならないものとする。但し、損害を与えた施設等を現状に回復したときは、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙が本契約書において規定する義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならないものとする。

（サービス事業の業務状況等の報告）

第8条 乙は、定められた期限までに、業務状況報告書を甲に提出するものとし、その事項については、別途甲・乙協議の上定めるものとする。

2 乙は、毎年定期的に収支決算等を書面により甲に報告するものとし、その事項については、別途甲・乙協議の上定めるものとする。

3 乙は、業務に関し監督官庁から指摘、指示を受けたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

4 乙は、甲が、業務状況及び施設等の管理状況等について報告を求めたときは、これに応じなければならないものとする。

5 甲は、施設等を随時実地調査し、乙に、その管理に関し指示することができるものとする。

（秘密保持）

第9条 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について、これを第三者に漏洩してはならないものとする。

2 前項の規定は、本契約の終了後においても同様とするものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

2 乙は、業務上知り得た本学の保有する個人情報の取扱いにあたり、別紙「個人情報の取扱いに係る遵守事項」を遵守するものとする。

(感染症対応)

第11条 患者の生命を脅かす危険性のある院内感染防止や、甲の教職員及びその他の労働者への安全配慮等の観点から、甲が雇用する教職員を出勤禁止とする場合の要件と同等の状態にある請負労働者（管理責任者を含む。）については、甲の請負業務に従事させない。

2 甲の請負業務に従事する者の中に、感染症に感染した者及び感染の疑いのある者が発生した場合には、直ちに甲にその旨の報告を行う。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙に本契約に違背する事実があったと認めたときは、本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

2 甲は、乙において次の各号のいずれかの事由が生じた場合、甲は相当期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。但し、四の場合は、直ちに解除することができる。

一 第5条にあげる費用を期限までに納付しなかったとき。

二 本物件をコンビニエンスストア等の運営以外の用途に使用したとき。

三 本物件を転貸したとき。

四 破産等の申立て又はその宣告を受けたとき。

五 運営にあたり、公募要領及び乙が公募に際し提出した企画提案書その他書類で明記された条件等を満たしていないと甲が判断し、口頭又は書面により改善要求したにも関わらず改善されないとき。

六 本物件を善良な管理者の注意義務をもって管理しなかったとき。

3 甲が必要と判断したときは、アンケート調査等を実施し、運営事業に対する評価を実施できるものとする。その評価結果が著しく不評と判断されるときは、甲は事業内容の改善に関する協議または要求あるいは契約の解除ができるものとする。

4 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により契約の解除を申し出たときは、本契約を解除できるものとする。

5 甲は、甲及び乙がサービス事業の継続が不可能と認めたときは、本契約を解除できるものとする。

6 甲は、不測の事態により施設等の利用を必要とすることとなったときは、乙と誠意をもって協議のうえ本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

7 乙は、前4項の規定により契約の解除又は契約の一部変更があった場合、甲に対して

異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求を行使することができないものとする。

8 第1項から第6項の規定によらず、甲又は乙が事業の終了を望むときは、終了の1年前までに相手方に通知し、契約の解除に関しての協議を行うものとする。

9 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず本契約を解除することができる。

一 役員等（乙が個人である場合にはその者、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 乙が、一から五までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（六に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がそれに従わなかったとき。

10 第1項から第5項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、違約金〇〇〇〇円（〇〇〇〇〇の〇〇%又は〇〇〇〇〇の〇か月分）を甲の指定する期日までに支払わなければならない。

（原状回復）

第13条 乙は、第2条の規定により契約期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除となったときは、乙の負担において甲・乙協議のうえ決定する期日までに施設等を原状に回復して返還しなければならないものとする。但し、甲が特に承認したときは、この限りでない。

2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができるものとする。この場合、乙は甲に異議を申し立てることはできないものとする。

（紛争の解決）

第14条 本契約について、甲、乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決す

るものとする。

2 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人琉球大学所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項について、定める必要が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その 1 通を保管するものとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地
国立大学法人琉球大学
学長 西田 睦
代理人
上原及び普天間キャンパス担当理事 大屋 祐輔

乙 ○○○○○○○○○○○○○○
△△△△△△△△△△
代表者名 ×× ×××

別紙1

個人情報の取扱いに係る遵守事項

(目的)

第一条 国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のため、必要な事項を定める。

(管理及び実施体制)

第二条 ○○○○（以下「乙」という。）は、甲から預託された個人情報を取扱う場合は、責任者及び業務従事者の管理実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項を定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止等、個人情報の適切な管理について必要な処置を講じること。

(秘密保持)

第三条 乙は、個人情報について、これを第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、法令の定めに基づき権限のある官公庁等から開示の求めがあった場合には、当該個人情報を開示することができるものとし、この場合において、その旨を速やかに甲に対して文書で通知する。

(目的外利用の禁止)

第四条 乙は、個人情報を本契約に記載した目的以外で使用してはならない。

(再委託等)

第五条 乙は、本契約の遂行にあたり、一部又は全部を第三者に再委託できないものとする。ただし、事前に書面により甲の承認を受けた場合にはこの限りではない。

2 乙が、前項の規定により甲の承諾を得て業務を再委託する場合は、乙は当該再委託先に対して本契約と同等の義務を遵守させること。なお、当該再委託先が本契約に違反した場合は、その全責任を負う。

3 乙は、再委託の相手方が再々委託又はそれ以降の委託を行う場合も前2項と同様な措置を取る。

(個人情報の複製等)

第六条 乙は、本契約による業務を実施するにあたって、甲から提供された個人情報が記録された資料、媒体等を複写、複製、加工又はその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼす恐れのある行為をしてはならない。

2 前項の規定に関わらず、乙は、甲の書面による承諾を得た上で、業務遂行にあたって合理的かつ必要な範囲内でのみ、個人情報の複写、複製又は加工することができる。この場合において、乙は、複写、複製又は加工した情報の管理について本契約に定める義務を負う。

3 乙は、甲による個人情報の提供以外に偽りその他不正の手段により個人情報を取得し

てはならない。

4 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはならない。

5 乙が、前項の規定に従い甲の承諾を得て当該情報を第三者に開示する場合は、乙は当該第三者に対して本契約と同等の義務を遵守させるものとする。

(個人情報の漏えい等の対応)

第七条 乙は、個人情報の紛失、漏えい、破損、改ざん等が発生した場合は直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の処置及び個人情報により識別されることとなる特定の個人への対応等について直ちに報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲が調査するとき又は当該漏えいに起因して甲に対し訴訟が提起されたときは、乙は甲に協力しなければならない。

(個人情報の消去及び返却)

第八条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、甲から提供された個人情報(複製、複製又は加工されたものを含む。)を甲の指示に従って、速やかに返還又は処分しなければならない。

(損害賠償)

第九条 乙は、本契約の遂行にあたり、乙自らの責めに帰すべき事由によって本契約に違反し甲に損害を発生させた場合は、当該違反行為と相当因果関係にある損害を限度として、乙は甲に損害の責めを負うものとする。

(契約解除)

第十条 甲は、乙が上記条項に違反した場合は、契約を解除することができる。乙は、契約解除に伴う損害の責めを負うものとする。

(定期検査)

第十一条 甲は、乙の事務所等において、預託した個人情報の管理状況について、個人情報の秘匿性等その内容に応じて年1回以上の定期的検査を実施できるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、個人情報の管理状況等について書面で報告しなければならない。

3 乙は、甲が個人情報の適正な取扱いの確認のため必要があると申し入れた場合には、個人情報の取扱い状況に関する立入検査の実施を承諾し、遅滞なく誠実に協力しなければならない。